

平成30年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

ご利用者一人ひとりの自立と社会参加を促進することを基本として、障がいを持つ方々が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で日常生活を送ることが出来るよう適正な居住支援サービスの提供に努めます。

特に、今年度は、一昨年 of 自然災害を風化させることなく、ご利用者が南富良野町で平穏なくらしが続けられるように、各種災害に適応した安全管理を積極的に推進するとともに、ご利用者が向かえる高齢化に伴うニーズの多種多様化に対応するため、ご本人の意向や適性、身体状況等を総合的に勘案した中でアセスメントを実施し、適切な支援を行います。

つきましては、平成30年度の重点項目は以下のとおりとして進めます。

1 居住支援サービスの提供

共同生活援助サービスの提供は、個別支援計画書に基づき、ご利用者一人ひとりの障がい特性やニーズに配慮した中で、相談、食事の提供、健康管理、金銭管理、入浴・排泄等の介護など基本的日常生活動作について、合理的配慮をもって適正に支援を行います。

2 グループホームの新設

障がいがある方が地域で安心して生活が送れる住まいとして、建築基準法や消防法の法令に順守した建物及び防災上の安全性を確保したグループホームの新設を推進します。また、災害時の緊急避難・備蓄品の保管場所としても活用できる用途も検討します。

3 グループホームの保全

ご利用者が安心かつ安全な生活が営むことが出来るよう、経年劣化による必要な補修など、共同住居内外の保安全管理を推進します。

4 高齢ご利用者に対する支援サービスの充実

ご利用者の高齢化に伴いADLの低下が予想されるため、ご本人の意向や適性、身体状況等を総合的に勘案した中でアセスメントを実施し、適切なサービス提供に努めます。また各種研修会の参加や高齢者施設、病院などの専門機関等との連携をとおして、健康的で充実した日常生活が送れるように支援体制を見直します。

5 衛生健康管理の強化

マニュアルに基づいた衛生健康管理対策を講じることでご利用者が安心して生活出来るようにするとともに、日々の巡回支援や定期通院の同行等をとおして疾病等の早期発見・治療に努めます。

5 社会参加の推進

ご利用者が潤いのある自分らしい生活が送れるよう、本人の意向や希望に基づき生きがいや社会的な活動や社会資源などを有効的に活用した中で更に促進します。

6 緊急時及び防災管理体制の強化

ご利用者が安心・安全な暮らしが出来るよう、日ごろから災害時を想定して避難訓練や総合防災訓練等をとおしてご利用者と職員の防災意識の向上を図ります。また、各グループホームの立地条件や構造、ご利用者の特性などに応じた対策を講じるとともに、災害備蓄用品などの補充を推進します。

7 人材育成の推進

職場内研修の計画的な開催や各種研修会や接遇セミナー等の参加、支援に関わる情報提供などを通じて、ご利用者の立場に沿った支援サービスの取り組みを推進できる専門職の育成に努めます。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（平成30年4月1日現在）

区分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男性	1	1 (1)	4			6 (1)
女性			5	15 (6)	(3)	20 (9)
計	1	1 (1)	9	15 (6)	(3)	26 (10)

※ () は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ 支援会議 (支援係担当者)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防災対策委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況（平成30年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおぼ	ひかり	なごみ	合計
男性	5	4			1		6	4	2	22
女性			6	6	3	5				20
計	5	4	6	6	4	5	6	4	2	42

事業運営	個人情報の保護	個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規程に基づき適正な管理に努めます。
	防災・防犯計画の充実	昨年作成したBCPの見直しを進め、災害時における適正な体制整備に努めます。また、防犯対策について、自己点検表に基づき調整や改善を進めます。
	人材育成	各種研修会や接遇セミナー、支援に関わる情報提供等を通じて、各職員の専門知識や支援スキルの向上に努めます。

(2) 生活支援部門

生活支援サービス	個別支援計画	生活支援は、ご利用者に対する合理的配慮と個別支援を基本とした個別支援計画に沿って適正かつ効果的なサービス提供に努めます。
	生活支援の充実	ご利用者の生活が充実したものとなるよう、世話人とご利用者が共同で調理や掃除等を行う事で、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように努めます。また、生活支援員等が巡回支援をとおして相談援助や健康、金銭管理について適切に支援を行いニーズの充足を図ります。
	家族との連携	ご利用者の高齢化や生活状態の変化に配慮し、今後の生活体系等の情報交換を目的として、家庭訪問を計画し実施します
	関係機関との連携	就労支援施設や企業実習先、町社会福祉協議会、自立支援協議会等の関係機関と連携し、包括的な支援に努めます。
生きがい社会参加	高齢ご利用者に対する支援	高齢のご利用者に対して、ご本人の意向や適性、身体状況等を総合的に勘案した中で適切な支援に努めます。
	社会参加の推進	ご利用者が潤いのある自分らしい生活が送れるよう生きがい対策や社会的な活動を更に促進するとともに、自治会等の当事者活動についても積極的に支援を行います。
保健衛生	衛生健康管理	協力医療機関と連携し、ご利用者の疾病等の早期発見に努めます。また、健康に関する意識を高めるための取組として学習会や体力向上の取組み、身体面のケア等を実施します。
食事提供	食事提供の充実	ご利用者の食事について、栄養バランスのとれた食事となるよう栄養士が作成した献立表に基づき提供を行います。また、嗜好や食に対するアンケート調査を実施し、より食生活が豊かなものとなるよう努めます。
家族会	家族会の事務局支援	家族会と連携して、各種事業が円滑に運営出来るように支援を行います。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、個別支援計画に基づき、適切に支援を行います。

平成30年度 共同生活援助事業所 ぴあ 組織図

平成30年4月1日

職員等 11名

世話人 16名

